

新聞記事の教材への利用を希望される塾の方へ

朝日学生新聞社

〒104-8433 東京都中央区築地5-3-2

☎03・3545・5221

朝日小学生新聞と朝日中高生新聞を年間購読している塾に限り、塾で学ぶ子どもたちの教材として、朝日小学生新聞や朝日中高生新聞の記事を利用できることとします。

手続き

希望される方は、添付した記事利用許諾申請書に必要事項を記入し、塾の代表者又は担当部局の責任者が署名したうえで、弊社の管理担当までご郵送ください。弊社から「学習塾での新聞記事利用許諾等に関する契約書」をお送りしますので、署名・押印のうえ返送していただき、契約が整った後に利用できることとなります。

恐縮ですが、申請書提出の際、切手を貼った返信用封筒を同封していただくようお願いいたします。

利用条件

1. 朝日小学生新聞および朝日中高生新聞を年間購読している塾に限り、無料での記事利用を許諾します。一度許諾を受けた塾は、年間購読を続けていれば、いつでも記事を利用できます。
2. 記事をもとに作成した模擬試験問題や学習教材は塾内での教材利用に限るものとします。記事のコピーもできます。ただし、塾外の自宅などで書き写しノートに転記させるといった利用はできません。チラシやウェブサイトなどに学習教材を載せて塾の宣伝や塾生の募集などに利用することもできません。
3. 利用する際は出典（新聞名と掲載日付）を明らかにしてください。
4. 記事の書き換えは原則としてできません。ただし、教材用の問題作成において、記事の趣旨を変えない範囲での必要最小限の書き換えは認めます。
5. 著作権や肖像権など、第三者の権利を侵害しないよう十分にご注意ください。新聞記事には、朝日学生新聞社や朝日新聞社の記者が書いたり、撮影したりした記事・写真のほかに、朝日学生新聞社や朝日新聞社に著作権が帰属しない外部筆者によるコラム・小説・まんがや、「AFP時事」「〇〇提供」といったキャプション（写真説明）の付いた写真があります。外部筆者や提供写真など第三者の承諾を得なくても使用できる記事・写真かどうかについては、利用許諾契約書でご説明させていただきます。
6. 文章と写真で構成された記事のうち、写真だけを単独利用することはできません。
7. 記事をもとに作成した模擬試験問題や学習教材は塾での使用后、一部を弊社に送ってください。

ご不明な点は、弊社総務部・奥村（michiko_okumura@asagaku.co.jp）までお問い合わせください。